

9 月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール info@seko-tax.comホームページ <http://www.seko-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第67号を発行させていただきます。

台風21号が関西を通過した影響で大阪市西淀川区の当事務所は、4日(火)の午後2時頃から6日(木)午後11時頃まで停電しておりまして、7日(金)から通常業務を行えるようになった影響で事務所便りの発行が遅くなってしまいました。申し訳ございません。

「台風21号」及び「平成30年北海道胆振東部地震」により被害に遭われた皆様にお悔みとお見舞いを申し上げます。

今月は、兵庫県神崎郡神河町にある砥峰高原(とのみねこうげん)に行った際に撮影した写真を掲載いたします。



(写真は、砥峰高原です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**会議で飲食をしたとき**について、**最近の税務関連状況**、税金以外のテーマ

としまして**小麦について考える その3**を書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。

2 会議で飲食をしたとき について

今回も、業務活動をしている際に判断に困る内容をピックアップ(Q&A形式)してご紹介させていただくことにします。

Q、会議に伴って食事とビール1本程度用意していますが、会議費として処理してもよいでしょうか。

A、会議に伴って食事その他の飲食物を提供した場合でも、昼食の程度をこえないものであれば、会議費として処理できます。



(写真は、砥峰高原です)

キーワード

・昼食の程度を超えない飲食物

法令では「会議に関連して茶菓・弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用」で「会議に際して社内又は通常会議を行う場所において通常供与される昼食の程度を超えない飲食物等の接待に要する費用」は交際費等から除き、会議費として取り扱える旨規定しております。

ここで、昼食の程度を超えない飲食物とは具体的にどの程度かが問題になりますが、法令では、具体的にどの程度の金額のものまでをいうのかは明らかにしておりません。1つの目安としては、食堂・レストラン等で提供される「ランチ定食」程度の範囲までが、常識内のものと考えられています。また、お茶代わりに供与するビール（ワイン等）で1本程度の酒類もこの範囲に含めて差し支えないと考えられます。

なお、以前の通達では、酒類については「通常供与される昼食の程度を超えない飲食物」とはならないとされていましたが、昭和54年の通達改正によりこの記述は削除されていることから、現在では食前酒程度の酒量であれば「通常供与される」範囲内として問題ないでしょう。

判断のポイント

5,000円以下の飲食費の取扱いとは異なり、会議費等（会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用など）については、**1人当たり5,000円超のものであっても、その費用が通常要する費用として認められるものである限りは交際費等に該当しないものとされます。**

アドバイス

会議の際の食事の費用は、多人数に及んだ場合など、時として多額になることがあります。このような場合には、領収書等に会議の出席人数を記入し、会議録等を残しておきますと、後に税務上問題となった場合に立証資料とすることができます。

食事をしながら会議をすることもあるかと思しますので、今回のテーマを選ばせていただきました。

就業時間中に会議を行うことを前提としていると思われるので「昼食の程度を超えない飲食物」が会議費と

して取り扱えると規定されていると思われます。

税務調査を受ける際の対策としましては、会議で打合せした内容を箇条書きでも構いませんので書き残しておいていただければと思います。

【参考文献】

- ・新日本法規出版（株）発行 「わかりやすい損金処理判断の手引 ①」



（写真は、砥峰高原です）

3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介します。

相続税関連

日経新聞に「個人事業主 相続税軽く 経産・財務省 廃業抑制へ検討」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・経済産業省と財務省は、個人事業主が亡くなり子どもなどが事業を引き継ぐときにかかる相続税の軽減を検討する。
- ・現在は土地の相続への減免があるが、建物や設備にかかる税も軽くする方向だ。
- ・18年度に法人が対象の事業承継税制を大きく見直したのに続き、事業引き継ぎの環境を整える。
- ・子供らが事業を引き継ぐ際に相続税の負担が重く、事業をあきらめてしまうケースがある。

- ・政府は 18 年度の税制改正で、非上場企業の株式をオーナー経営者から後継者に引き継ぐときに、相続税を全額猶予できるようにした。個人は土地の相続しか減免されないため、対象拡大を求める声があった。

などと書かれておりました。

- * 個人事業主の相続税が軽減されることを検討されるのは喜ばしいことです。ただ個人事業主の場合は、事業で所有している資産と個人で所有している資産との区別がつかない資産もあるので、そのあたりがどのように検討されるのかが気になります。



(写真は、砥峰高原の遊歩道からの風景です)

確定拠出年金関連

日経新聞に「確定拠出型年金 納付を延長 厚労省検討 受給増へ 65 歳まで」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・厚生労働省は運用成果によって年金額が変わる確定拠出年金について、掛け金を払い込める期間を延ばす方向で検討に入る。
- ・現在は加入できる期間が 20~60 歳になっている。企業型と個人型があり、厚労省は個人型の加入期間を 65 歳まで引き上げることを検討する。
- ・掛け金の上限は自営業者などで月 6.8 万円、会社員

(個人型のみ) は月 2.3 万円だ。

- ・加入期間が 5 年延びれば、会社員の場合で最大 138 万円掛け金を多く出せる。拠出したお金の運用期間も延び、複利効果を得やすくなる。

などと書かれておりました。

- * 将来公的年金の受給額は、現在の水準を維持していくことは難しいので、各自で私的年金を確保しないといけない時代になってきます。私的年金を検討される方は、税制優遇のある「iDeCo (イデコ)」への加入を検討されてみてはいかがでしょうか。



(写真は、砥峰高原の遊歩道からの風景です)

4 小麦について考える その3

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回は、「グルテンに含まれる強い中毒性」ことについての情報をご紹介します。

参考文献には、

- ・実は、グルテンには強い中毒性があると言われていいます。
- ・グルテンは、体内で分解されるとグルテオモルフィンというアヘン様の化合物になります。
- ・アヘン様化合物の影響により、グルテンを含む小麦製品＝パンやケーキ、パスタ、ラーメンやうどんが食べ

たくてたまらない！というグルテン中毒の症状を引き起こすと言われています。

- ・パンやパスタなどの小麦製品を食べると、美味しい上に幸せな満足感が得られます。これは、小麦に含まれるエクソルフィンが、脳のモルヒネ受動態と結びつき幸せな気持ちにさせるためだと言われています。
- ・食べれば食べるほど、もっともっと欲しくなり、ついつい食べ過ぎてしまうという食欲促進の作用も。その反面、小麦製品が食べられないと、欲しくてたまらなくなり、イライラしやすくなったりします。
- ・小麦は、禁断症状から精神病による幻覚まで、神経系に起きる特殊な現象に関わっているのです。

などと書かれておりました。

参考文献からすると小麦が含まれる食べ物を食べると身体に悪い影響を及ぼすようです。

最近では、意識して小麦が含まれる食べ物を控えるようにしてからパンやパスタなどを食べたいと思わなくなってきました。どうしてもパンを食べたいと思った時には米粉を使った米粉パンを食べるようにして、できるだけ小麦を食べないようにしております。

最近体調がすぐれない日が多いが、その原因がよくわからない場合などは、小麦が含まれる食べ物をしばらく食べないようにして体調が回復していくかどうか様子を見られるのもいいのではないのでしょうか。

まだまだ小麦についての情報はありますが、とりあえず小麦について書かせていただくのは一旦終わりにさせていただき、次回からはまた別のテーマについて書かせていただく予定にしております。

【参考文献】

- ・小麦は食べるな！ 著者 Dr.ウイリアム・デイビス 訳 白澤卓二 発行所 日本文芸社
- ・知らない怖いグルテンの話。砂糖よりも血糖値をあげる「品種改良という名の遺伝子操作された小麦」があなたに及ぼす影響とは IN YOU—Journal for the Macrobiotique— (Web より)

5 編集後記

今月の事務所便りに掲載している写真は、先月のお盆休み中に兵庫県神崎郡神河町にある砥峰高原（とのみねこうげん）に行った際に撮影した写真を掲載しております。

今年の夏は暑い日が多かったので、涼しい所に行きたいと思って、インターネットで検索した際にノルウェーの森や NHK 大河ドラマの平清盛、軍師黒田官兵衛の撮影地にもなっている高原があるというのが気になって行ってきました。



砥峰高原には一周約7キロの散策路があり、途中までは歩きやすい道なのですが、途中から人が一人歩くのがやっとの道幅で両サイドに植物が生い茂っていて、近くに蜂の巣もありそうだったので、一周するのは諦めました。秋には一面ススキの絨毯で埋め尽くされるようなので、機会があればその頃にもう一度行けたらいいなと思っております。

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。